

3 蘇生ガイドラインの改訂への対応

3 蘇生ガイドラインの改訂への対応

(1) 検討の背景・目的

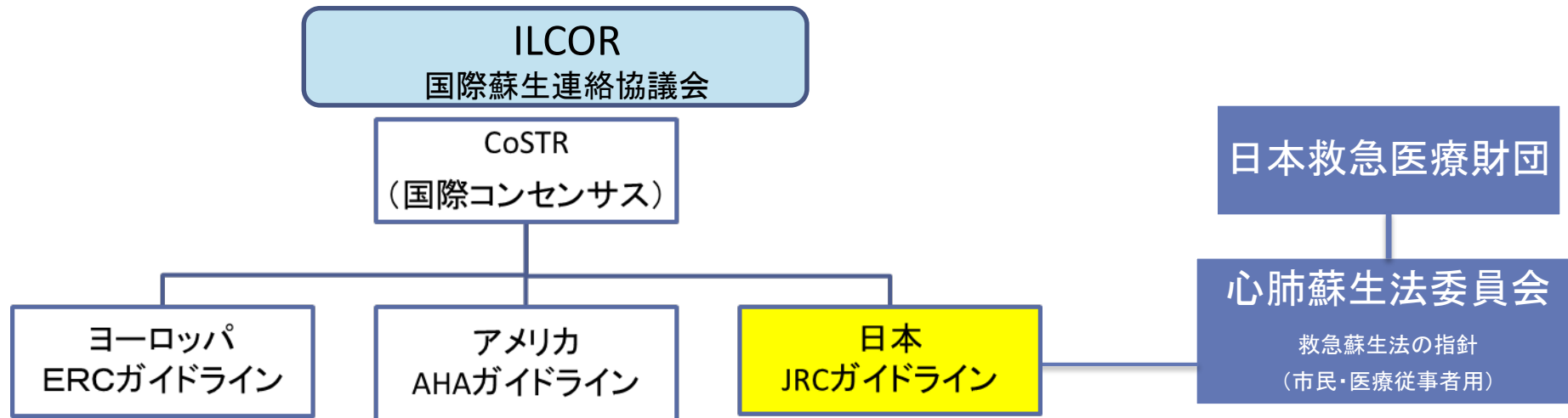
① 検討の目的

心肺蘇生の内容は国際標準化を目的として、国際蘇生連絡委員会(ILCOR)において科学的根拠を基に議論されており、本邦からは日本蘇生協議会(JRC)が参加している。

ILCORは、5年に1度、心肺蘇生ガイドライン改訂コンセンサス(CoSTR)を発表してきた。また、これを受けて、JRCガイドライン作成委員会からは、日本版ガイドラインが示されるとともに、その後、日本救急医療財団・心肺蘇生法委員会により、「救急蘇生法の指針」の「市民用」が改訂され、次いで「医療従事者用」が改訂されるというプロセスが辿られてきた。

本年2020年は、通例であれば、この5年に1度のILCORによるCoSTR発表の年にあたっており、これを受けて、JRCガイドライン作成委員会が早ければ10月にも、最新の日本版ガイドライン(「JRC蘇生ガイドライン2020」)を示すものと見込まれる。

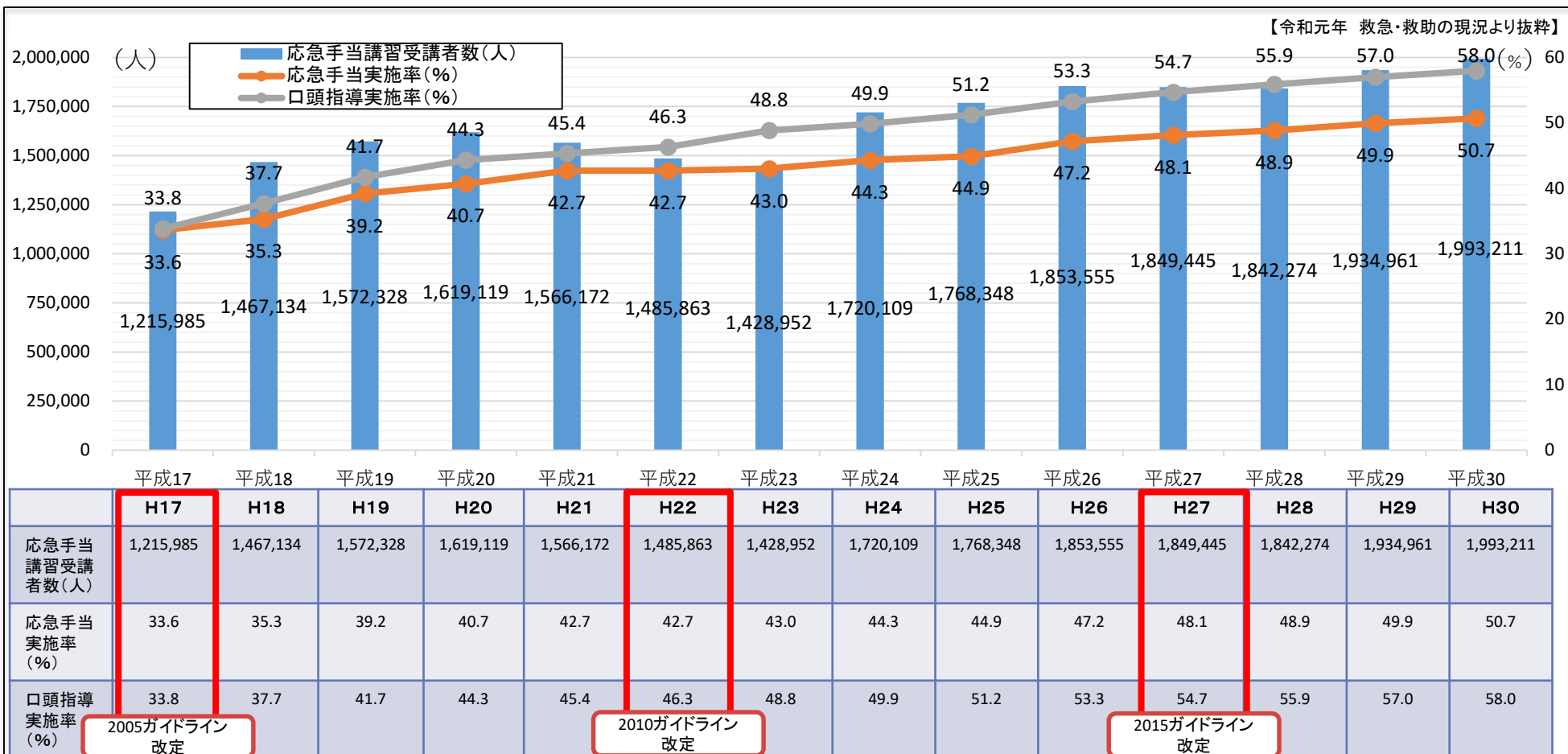
そこで、本検討会では、このガイドライン2020の知見に基づく救急活動の展開と救命率の向上を図るため、情報収集と併せて、一般市民・救急隊・通信指令員が行う各要領の改訂作業等の多岐にわたる取組みを進めていく。(※なお、本検討会では、2010年、2015年にも、同様の取組みを行っており、その際のスケジュールに倣いながら、具体的な作業を進めていきたい。)



3 蘇生ガイドラインの改訂への対応

(1) 検討の背景・目的

②ーア 応急手当講習受講者数と心肺機能停止傷病者への応急手当実施率及び口頭指導実施の変遷



・応急手当実施率・口頭指導実施率数は年々増加。平成17年中の消防本部が実施する応急手当講習の受講者数が121万5,985人であったが、平成30年中の受講者数は199万3,211人にまで増加している。

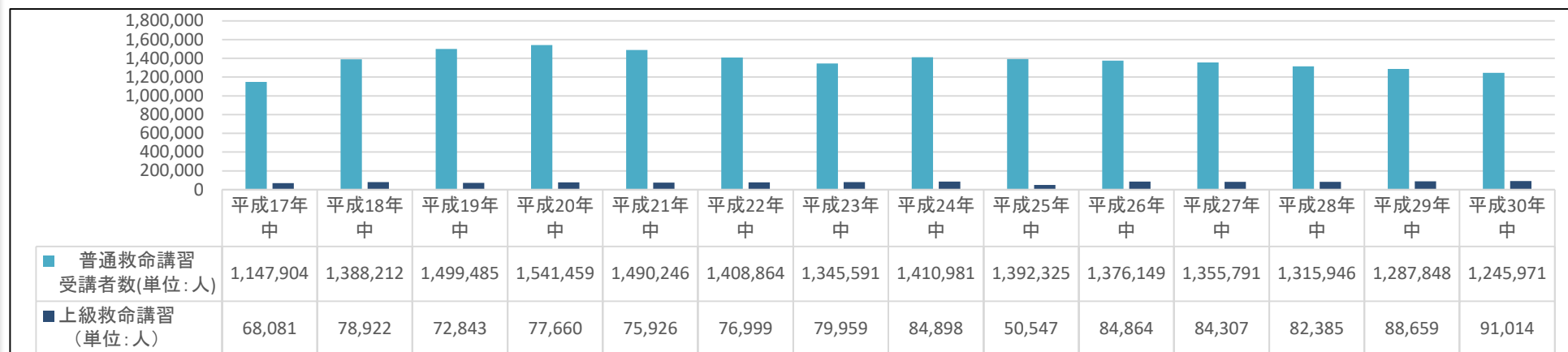
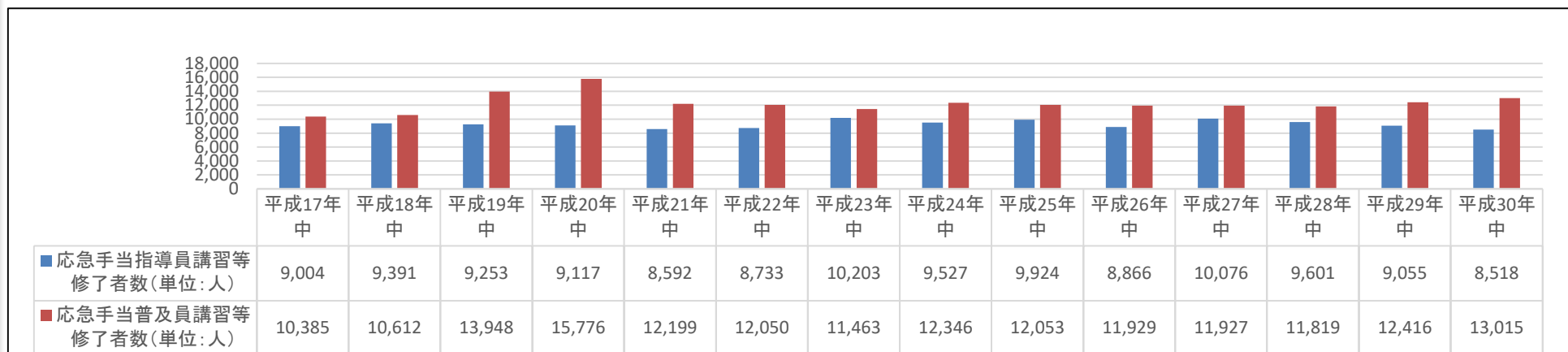
・一般市民(救急現場に居合わせた人)により応急手当(胸骨圧迫・人工呼吸・AEDによる除動細)が実施される割合は年々増加しており、平成30年中には、心肺機能停止傷病者の50.7%に一般市民による応急手当が実施されている。

3 蘇生ガイドラインの改訂への対応

(1) 検討の背景・目的

②ーイ 応急手当の普及啓発に係る講習修了者数及び受講者数の変遷

【令和元年 救急・救助の現況より抜粋】



- ・ 応急手当指導員講習及び応急手当普及員講習の修了者は増減を繰り返している。
- ・ 平成30年中、全国の消防本部で普通救命講習は124万5,971人が受講し、上級救命講習は9万1,014人受講されている。

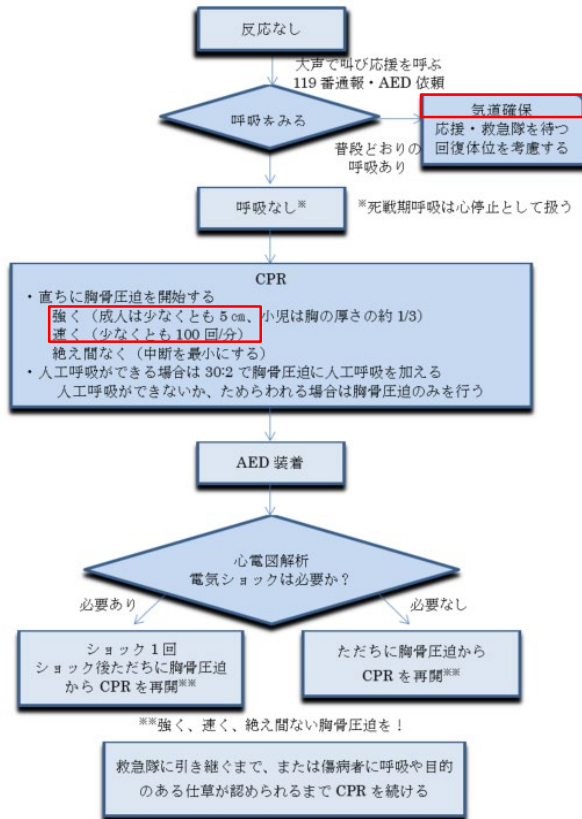
3 蘇生ガイドラインの改訂への対応

(1) 検討の背景・目的

③ーア 救急蘇生法の指針2010・2015(市民用)の一次救命処置の手技の新旧対照

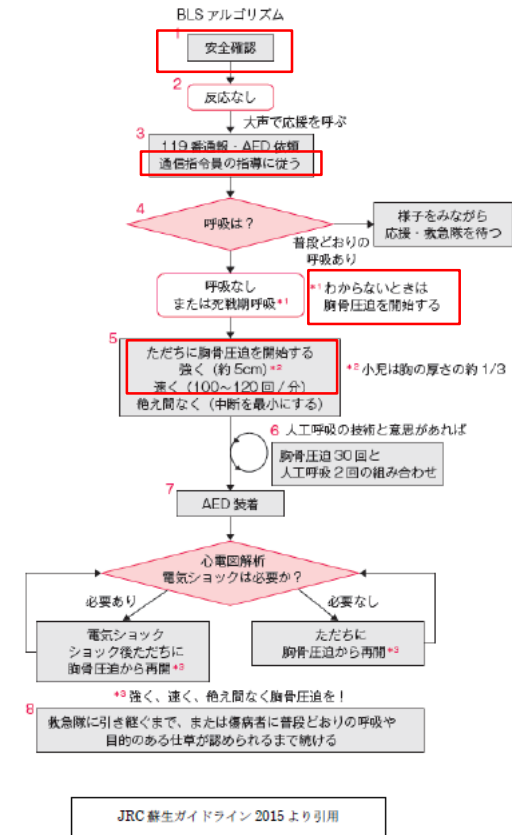
救急蘇生法指針2010(市民用)

主に市民が行う一次救命処置アルゴリズム



救急蘇生法指針2015(市民用)

主に市民が行う一次救命処置の手順



3 蘇生ガイドラインの改訂への対応

(1) 検討の背景・目的

③ーイ JRC蘇生ガイドライン2015主な変更追加点

	蘇生2010ガイドライン	蘇生2015ガイドライン
心停止の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者に反応がみられず、呼吸をしていない、あるいは死戦期呼吸の傷病者に対してはただちに、胸骨圧迫を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・心停止かどうかの判断に自信が持てない場合も、心停止でなかった場合の危害を恐れずに、ただちに胸骨圧迫を実施する。(以下、追加点) ・非心停止傷病者に対して、胸骨圧迫を開始したとしても重篤なリスクは生じない。 ・119通報をした救助者は、通信指令員から心停止の判断とCPRについて口頭指導を受けることができる。なお、反応の有無について迷った場合も、119通報して通信指令員に相談する。
人工呼吸	<ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸ができる場合は、30:2の比で胸骨圧迫に人工呼吸を加える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸の訓練を受けており、それを行う技術と意思がある場合は、30:2の比でCPRを実施する。
胸骨圧迫	<ul style="list-style-type: none"> ・胸骨圧迫のテンポは1分間に少なくとも100回。 ・胸骨圧迫の深さは少なくとも約5cm ・人工呼吸時など、胸骨圧迫の中断時間は最小にすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・胸骨圧迫のテンポは1分間に100～120回 ・胸骨圧迫の深さは約5cm(ただし6cmを超えない) ・人工呼吸時など、胸骨圧迫の中断時間は10秒未満にする。
通信指令員の教育	<ul style="list-style-type: none"> ・通信指令員が心停止を見分ける能力を高める方法を検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信指令員は、傷病者に反応がなく、正常でない呼吸をしているかどうか確認し、反応がなく、呼吸が正常でない場合は、通報時点でその傷病者が心停止であるものとみなすことは理にかなっており、その状態を見分けるための教育を受けることを推奨する。この教育には死戦期呼吸の重要性を含めるべきである。
の実施リグ	<ul style="list-style-type: none"> ・記載なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・成人と小児の院外心停止に対する救命処置終了後に、救助者に対し、データに基づいて、救命処置の質に焦点を当てたデブリーフィング(振り返り)を行うことを提案する。
ファーストエイド	<ul style="list-style-type: none"> ・記載なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・急な病気やけがをした人を助けるためにとる最初の行動である「ファーストエイド」の章を新たに設けて、その普及のための教育の必要性に言及した。

3 蘇生ガイドラインの改訂への対応

(1) 検討の背景・目的

④ーア これまでの蘇生ガイドライン変更の総務省消防庁の対応

蘇生ガイドライン2010 日本語版救急蘇生ガイドライン(ドラフト版)(平成23年10月19日発表)	蘇生ガイドライン2015 日本語版救急蘇生ガイドライン(平成27年10月16日発表)
・平成22年度救急業務高度化推進検討会救急蘇生ガイドライン2010WG開催(平成22年10月19日～)	・平成27年度救急業務のあり方に関する検討会救急蘇生WG開催(平成27年10月30日～)
・応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について(平成23年8月31日付け消防救第239号消防庁次長通知) ・応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正に伴う留意事項について(平成23年8月31日付け消防救第248号消防庁救急企画室長通知)	・応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について(平成28年4月25日付け消防救第37号消防庁次長通知)
・「救急蘇生法の指針2010(市民用)」のとりまとめに伴う情報提供について(平成23年10月31日付け消防庁救急企画室長事務連絡発出)	・「救急蘇生法の指針2015(市民用)」のとりまとめについて(平成28年4月25日付け消防庁救急企画室長事務連絡発出)
・救急隊員の行う心肺蘇生法について(平成24年3月6日付け消防救第55号消防庁救急企画室長通知)	・救急隊員の行う心肺蘇生法について(平成28年4月25日付け消防救第35号消防庁救急企画室長通知)
・口頭指導に関する実施基準の一部改正について(平成25年5月9日付け消防救第42号消防庁次長通知)	・口頭指導に関する実施基準の一部改正について(平成28年4月25日付け消防救第36号消防庁次長通知)

3 蘇生ガイドラインの改訂への対応

(1) 検討の背景・目的

④ーイ これまでの改訂(市民用の改訂により影響を受ける項目)時における総務省消防庁の対応

平成22年(ガイドライン2010)の改訂への主な対応

- 標準的な普及講習に、主に小児、乳児、新生児を対象とした「普通救命講習Ⅲ」を追加した。
- 救命入門コース(90分)において、主な普及項目を「胸骨圧迫及びAEDの取扱い」とした。
- eラーニングを活用した講習や、普及時間を分割した講習会を可能とした。

上記の3つの項目は、根拠通知(平成23年8月31日付け消防救第239号消防庁次長通知)

・応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について

平成27年(ガイドライン2015)の改訂への主な対応

- 現に教職員にある者に対する応急手当普及員養成講習について、各消防本部が講習の質を確保した上で、講習時間を短縮して実施することを可能とした。
- 他の地域で応急手当普及員等を取得した者の扱いについて、応急手当認定取得地以外で指導ができないという大きな不利益が生じないように、他地域で認定を受けている者についても当該消防本部が認定したものとみなしても差し支えないこととした。
- 救命入門コースについて、訓練用資器材を充実させることによって、45分で指導できる救命入門コースを要綱に位置付けた。
- ガイドライン2015から新たに記載されたファーストエイドについては、特別な資格を持たない市民でも安全に実施できる内容を上級救命講習の指導内容に反映した。

上記の4つの項目は、根拠通知(平成28年4月25日付け消防救第37号消防庁次長通知)

・応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について

3 蘇生ガイドラインの改訂への対応

(2) 検討項目(案)

令和2年度(蘇生ガイドライン2020)の改訂に関する検討スケジュール・内容

令和2年度【市民用の応急手当】

- 令和2年度は「救急蘇生法の指針(市民用)」(心肺蘇生法委員会)の改訂作業と並行して、影響を受ける次の項目について検討を行う。

【市民用の改訂により影響を受ける項目】

- 「応急手当普及啓発推進要綱」の改正
- 一般市民の行う心肺蘇生法
- 通信指令員が行う口頭指導要領
- 「救急隊員の行う心肺蘇生法の実施要領」の一部改正(救急隊員及び消防職員が行う心肺蘇生法のうち、一般市民の行う心肺蘇生法と重なる部分について)

令和3年度【医療従事者用】

- 令和3年度は、「救急蘇生法の指針(医療従事者用)」(心肺蘇生法委員会)の改訂を受けて、影響を受ける次の項目について検討を行う。

【医療従事者用の改訂により影響を受ける項目】

- 「救急救命士が行う救急業務活動」
- 「救急隊員の行う応急処置等の基準」

3 蘇生ガイドラインの改訂への対応

(3) スケジュール

開催スケジュール

○ 令和2年蘇生ガイドライン改訂の委員選考について

委員については、医師6名、消防職員6名、オブザーバー1名 計13名を検討中

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
蘇生ガイドラインの改訂への対応							G2020の公表	G2020への対応WG (1回)	G2020への対応WG (2回)	G2020への対応WG (3回)		報告書発出
救急業務あり方に関する検討会親会		救急業務あり方に関する検討会(第1回)						救急業務あり方に関する検討会(第2回)			救急業務あり方に関する検討会(第3回)	